

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐろ遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラース協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12 , R7.1.17 , R7.2.12）。

クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバックリミット（保有制限）		1人1日1尾	1人毎月1尾
採捕報告の期限		陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
採捕報告の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	- 重量、尾数 - 陸揚げ日 - 採捕した海域	- 重量、尾数 - 尾さ長が確認できる写真 - 計量方法（はかり、目測など） - 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） - 陸揚げ日 - 採捕した海域 - 陸揚げ場所
	船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
		（遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
虚偽報告抑止策			- 二重認証システム（電話番号認証）の導入 - 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に クロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に クロマグロを採捕しようとする遊漁者を 漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の 船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しよう とする者も含む
届出内容	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・使用予定船舶（任意） ・出入港予定場所（任意）	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・船名 ・遊漁船登録番号（遊漁船の場合） ・船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） ・出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和○年△月□日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者 への対応	・届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 ・クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに 海中に放流しなければならない。	・届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロ を採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

Ⅲ その他（キャッチアンドリリース（C&R）について）

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。